

家族経営と外国人労働力 ——農業分野における外国人技能実習制度の現状からみて——

Family Farm and Foreign Labor -Present State of Foreign Technical Intern Training System in Agriculture-

軍司 聖詞 (Satoshi Gunji) 指導：柏 雅之

(1) 研究の目的および方法

本研究は、世界に類を見ない、外国人労働力を家族経営農家に入れる日本の農業分野の外国人技能実習制度は、製造業等の他産業ではみられない農業分野独自の取り組みを行うことによって、その活用を達成しており、その活用現況ないし独自の取り組みのありようを明らかにする必要があるとの問題意識から、茨城県八千代町をはじめとした農業分野における実習制度の代表的活用地区においてヒアリング調査を実施し、これらにおける制度活用の現況と、その取り組みのありようを考察した。また、製造業等の中小企業向けに設計された現行制度を適用している農業分野では、監理機関や受入農家等による独自の取り組みでは対応しきれない課題が生じていることも明らかにし、農業分野の特性ないし実情に即した実習制度の設計が不可欠となっていることについても考察した。

(2) 研究の内容および構成

本研究は、第1章に序論、第2章に実習制度の概要、第3章に農業分野の実習制度に関する先行研究を概説した第1編に続き、第2編において、日本有数の大規模かつ長期的な実習制度の活用地区である茨城県八千代町を代表事例として捉え、第4章にJAの監理、第5章に事業協同組合の監理、第6章に送出し機関の送出しに関する考察を行い、農業分野における実習制度活用の現況と、その達成に不可欠となる様々な取り組みについて明らかにした。

うち第4章「JAの監理」では、茨城県八千代町を管轄するJA常総ひかりでは、訪中して実習生を選抜するほか、長期間の事前講習を行ったり、農家向けの講習会を充実させたり、送出し機関との良好な関係の構築をしたりするなどの、様々な取り組みを行うことによって、大規模かつ長期的な制度活用を達成していることが明らかにした。またJA常総ひかり幹旋実習生を受入れている受入農家もまた、収穫した野菜を実習生に提供するなどの取り組みによって、実習生との良好な関係を心掛けていたことが分かった。

第5章「事業協同組合の監理」では、茨城県八千代町の受入農家に実習生を幹旋している事業協同組合は、多様な送出し国を用意したり、人物や身長の特定にも対応したりするなど、受入農家の希望に即した実習生を幹旋するとい

う取り組みを行っていることが分かった。JAが当該地域の実情に即した実習生幹旋・監理を行う一方、地域内で比較的大規模な経営を行う受入農家は、当該農家の営農に即した幹旋・監理を求めており、事業協同組合によるこの取り組みは、地域農業を牽引する大規模農家による制度活用不可欠なものとなっていることを明らかとした。

第6章「送出し機関の送出し」では、中国の農業系D送出し機関が、本来は日本での出稼ぎに不向きな中国の農村部の労働力を、日本の家族経営農家に送出すために、様々な取り組みを行っていることが分かった。代表E氏の中国国内の人脈を基礎として、徹底した教育体制を構築したり、十分な支援体制を構築したりするなどの取り組みを行うことで、実習生・監理機関・受入農家それぞれからの高い信頼を得ることができ、これによって送出し機関として公正な送出しができるようになることで、家族経営農家に外国人労働力を入れる農業分野において、大規模かつ長期的に送出しを行うことができていることを明らかにした。

農業分野における実習制度の代表的活用地区である茨城県八千代町を捉えた第2編に対し、第3編では、代表的活用地区の事例のみでは捉えきれない特徴的な制度活用を行う地域を捉え、これらにおける制度活用の現況と、その達成に不可欠な取り組みの数々について考察した。第8章では少人数受入型の制度活用を行う茨城県神栖市が、第9章では短期受入型の制度活用を行う北海道シ市と長野県南牧村が、第10章では中規模活用を行う熊本県宇城市が捉えられた。

うち第8章「少人数受入型大規模活用地区における制度活用」では、茨城県神栖市のような少人数受入型の制度活用を行う地域では、実習生は修業年限の3年間の労働時間のほとんどを受入農家と対面しながら過ごすため、特に実習生と受入農家との関係性を親密に保つ取り組みを行うことが不可欠であり、大量の実習希望者から選抜を行うなど、実習生の質を担保する取り組みが必要であるとともに、受入農家自身が訪中費用を掛け面接試験を行うなど、相性の合う実習生を受入農家が選抜するような取り組みが必要であることを明らかにした。また、監理機関は、実習生と受入農家の関係性に常に注意し、綿密な巡回指導を行うとともに、これを安価に提供するための体制作りをするなどの

取り組みを行うことも必要であることが分かった。

第9章「短期雇用型大規模活用地における制度活用」における北海道シ市の事例からは、農閑期があり実質6カ月間の雇用を行う短期雇用型の受入れを行わなければならない地域では、第一に、農村部の低学歴の30代後半の単純労働力を中心に受入れざるを得ないという課題、第二に、実習制度への移行に伴って受入費用が高騰したという課題、第三に、近年は質の低下が深刻であるという課題があり、監理機関は受入費用を安価に設定したり、送出し機関を変更したり、新規送出し地域の現地調査を実施したり、最低手取額保障をしたりするなどの取り組みを行うことが不可欠となっていることを明らかとした。

しかしながら、これらの取り組みのみでは諸課題は十分に解決されておらず、実習生の再入国や実習地域の変更などを可能とするような、地域農業事情に即した弾力的な実習制度の設計が必要となっている。

長野県南牧村の事例からは、農閑期があり6～7カ月間の短期雇用型受入れを行わざるを得ない地域では、第一に3年間雇用の温暖地に比して実習生の応募状況が悪化しているという課題、第二に温暖地の募集に落選した比較的劣悪な労働者が参集しやすいという課題、第三に実習生の受入れ手続きを毎年行わなければならない農家の手間が大きいという課題、第四に温暖地で一般に行われている先輩実習生による後輩の指導がなく農家の負担が大きいという課題、第五に毎年一から作業内容を指導しなければならず農家の負担が大きいという課題が生じており、八ヶ岳高原事業協同組合はこれらへの対応として、受入農家に可能な限り手間を掛けないように選抜等を簡素化したり、農繁期には多くの臨時通役職員を雇用して巡回指導を充実させたり、様々な国からの実習生を受入れたりするなどの取り組みが必要となっていることを明らかとした。

しかしながら、これらの課題も、北海道シJAと同様、実習生の再入国や実習地域の変更などが可能であれば解消されるものであり、農業分野の実情に合った実習制度の設計が必要であることがより鮮明となった。

第10章「中規模活用地における実習制度活用」では、中規模活用地である熊本県宇城市のJA熊本うきは、中国からの受入れに加えベトナムからの受入れを開始したり、関係機関との協議によって送出し管理費の引き下げを行ったり、受入農家全戸に訪中面接を行うことを求めたりするなどの取り組みを行い、またJA熊本うき幹旋実習生を受入れ

る受入農家は、農地の一部を実習生に貸し出すなど実習生との関係構築を行うような取り組みを行うことで、中規模活用が達成されていることを明らかとした。

しかしながら、JA熊本うきは、人員削減の波の中で実習事業に十分な人員を割くことができず、大規模活用を目指すことができないという事情があり、そのため規模の経済が達成できず送出し機関も常駐員を置かないため、受入農家や実習生のケアをJA熊本うきが一手に担わなければならない状況となっており、よって、事実上、専任職員K氏が十分な巡回指導を行うことができる20戸50人体制までしか制度活用が拡大できないという悪循環に陥っている。実習制度の活用拡大が規模拡大へとつながり、これが系統出荷額や販売・購買事業へとつながるのであれば、中規模活用地のJAも大規模活用のための体制を構築することができるが、現行制度は、監理団体の幹旋を職業紹介事業と位置付けており、販売・購買額を幹旋条件とすることはできない。すなわち、実習制度を単純な職業紹介事業と位置付ける現行制度は、監理団体の特性に合わせて、幹旋条件に関する制約を弾力的なものとするが必要となっていることを明らかとした。

続く第4編では、第3編までに論じられた、家族経営農家に外国人労働力を入れる農業分野の実習制度活用を成功させる、直接的な取り組みの数々に対して、その間接的な取り組みについて、第11章では実習制度活用の広がりとして先行地域の制度活用を倣う新規活用地域の取り組みが、第12章では地域単位の制度活用を間接的に達成させている県単位の制度活用のありようが、第13章では大規模農業法人の制度活用による周辺家族経営受入農家への影響が捉えられ、論じられた。

最後に、第5編第14章結論では、以上がまとめられ、また農業経済学ないし労働経済学上の本研究の位置が論じられたとともに、農業分野における労働力調達制度のありようについて、私論が披瀝された。

以上の諸考察から、家族経営農家に外国人労働力を入れる農業分野の実習制度活用には、製造業等の他産業にはみられない様々な取り組みが不可欠となっており、JA等の監理機関による総合的な監理が重要性であることが明らかとなった。また、短期受入型の制度活用地や中規模活用地などでは、様々な取り組みのみでは対応しきれない課題も生じており、農業分野の実情に合わせた制度設計が不可欠であることも指摘された。